

一般社団法人日本放射線安全管理学会 若手奨励金に関する内規

令和2年9月3日

(目的)

第1条 この内規は、日本放射線安全管理学会若手奨励金に関する規程第3条に規定された若手奨励金の給付を受ける者の選考及び奨励金の額について定める。

(若手奨励金の給付を受ける者の選考)

第2条 若手奨励金の給付を受ける者を選考するために、副会長、総務理事、財務理事、企画委員長、及び企画委員長の指定する企画委員若干名より構成される選考委員会を置く。

第3条 若手奨励金の給付を希望する者は、原則として45歳以下の会員（但し、職務上の身分が准教授以上またはそれと同等の者は対象外とする）とし、若手奨励金申請書（別紙様式）を若手奨励金の公募開始時に定められた期日までに日本放射線安全管理学会事務局に提出する。

第4条 若手奨励金選考委員会は、若手奨励金申請書を提出した者の中から2名を超えない範囲で、若手奨励金の給付を受ける者の候補者を各年度末までに決定し、会長に報告する。

第5条 会長は、理事会の承認を経て、若手奨励金の給付を受ける者を決定する。

(若手奨励金の額)

第6条 若手奨励金は1人あたり、100,000円とする。

附 則

この内規は、令和2年9月3日から施行する。